

平成20年 4月17日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 水田明男 殿

大阪大学総務部長
岩切平



平成20年3月10日付け申入れに対する回答

平成20年1月24日の団体交渉及び同年2月27日付け「平成20年2月15日付け申し入書に対する回答」でも繰り返し申し上げましたように、本学における組合事務室の貸与手続きは、労働協約の締結という形ではなく、国立大学法人大阪大学会計規程等に基づいて行いたいと考えております。

また、「建物等の一時使用願（以下「使用願」という。）」の提出をもって組合事務室の貸与手続きが完了するのではなく、その他の諸事情を考慮した上で、貸与許否についての総合的判断を大学では行うこととなっております。

他方、事務室の貸与手続きが完了しなければ、組合事務室に係る光熱水費の徴収手続き（メーター設置等）にも支障をきたすことから、まずは早急に使用願を提出いただきますよう、重ねて申し入れます。

なお、平成20年1月24日の交渉時にも説明を行っておりますが、平成19年4月12日付けで当時の国立大学法人大阪外国語大学（以下「旧大阪外大」という。）決算担当理事から貴組合に対して送付されました「納入通知書」に基づく組合事務室光熱水費（平成19年4月から同年9月までの間の貴組合事務室に係る光熱水費〔11,400円〕）については、旧大阪外大との統合に伴い本学がその債権を承継しておりますので、早急にお支払いください。

以上のはか、組合メールアドレス等については、平成20年1月24日の団体交渉時に回答及び説明を行っているとおりであり、貴組合を含む労働組合に対して別途照会を行う予定ですので、その旨お含みください。

以上